

木更津市の障害児（者）に対する支援について

平成28年2月10日

木更津市福祉部障害福祉課

木更津市の障害児(者)数①

福祉部障害福祉課

市内の障害者手帳所持者数

平成27年3月31日現在

区分	総数	18歳未満	18～65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合	総人口比
身体障害者	4,384	93	1,409	2,882	65.7%	3.30%
知的障害者	840	220	574	46	5.5%	0.63%
精神障害者	667	6	60歳未満 507	60歳以上 154	60歳以上 23.1%	0.50%

○身体障害者手帳所持者の高齢化が進んでいる。
(注:総人口は、平成27年4月1日現在の住基人口 133,049人)

市内の身体障害者手帳所持者

平成27年3月31日現在

区分	身体障害者数 (手帳所持者数)	内訳					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害者	18歳未満	1	1	0	0	0	0
	18～40歳未満	13	6	4	0	1	1
	40歳以上	222	95	52	17	15	29
	計	236	102	56	17	16	30
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	14	0	5	1	2	5
	18～40歳未満	30	7	10	3	0	9
	40歳以上	299	21	60	38	67	0
	計	343	28	75	42	69	14
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	2	0	0	2	0	-
	18～40歳未満	5	0	1	1	3	-
	40歳以上	65	4	12	29	20	-
	計	72	4	13	32	23	-
肢体不自由	18歳未満	60	47	8	3	2	0
	18～40歳未満	134	48	26	21	19	11
	40歳以上	2,142	435	407	353	665	180
	計	2,336	530	441	377	686	191
内部障害	18歳未満	16	14	0	2	0	-
	18～40歳未満	52	26	0	13	13	-
	40歳以上	1,329	829	14	177	309	-
	計	1,397	869	14	192	322	-
合計	18歳未満	93	62	13	8	4	5
	18～40歳未満	234	87	41	38	36	21
	40歳以上	4,057	1,384	445	614	1,076	209
	計	4,384	1,533	599	660	1,116	235

<全年齢の身体障害者数について>

- 肢体不自由者が2,336人と最も多い。
- 次いで、内部障害者が1,397人。
- 聴覚・平衡機能障害者が343人。
- 視覚障害者が236人。
- 音声・言語・そしゃく機能障害者が72人。

○重度(1級、2級)の障害者が2,132人であり、全体の約49%を占める。

<18歳未満について>

- 肢体不自由者が60人と最も多い。
- 次いで、内部障害者が16人。
- 聴覚・平衡機能障害者が14人。
- 音声・言語・そしゃく機能障害者が2人。
- 視覚障害者が1人。

○重度(1級、2級)の障害者が75人であり、児童全体の約81%を占める。

<18歳以上40歳未満について>

- 肢体不自由者が134人と最も多い。
- 次いで、内部障害者が52人。
- 聴覚・平衡機能障害者が30人。
- 視覚障害者が13人。
- 音声・言語・そしゃく機能障害者が5人。

○重度(1級、2級)の障害者が128人であり、18歳以上40歳未満の約55%を占める。

木更津市の障害児(者)数②

市内の療育障害者手帳所持者

※「平成27年度」は平成27年3月31日現在

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重度	18歳未満	59	56	48	44	46
	18歳以上	231	238	245	261	264
	計	290	294	293	305	310
中軽度	18歳未満	122	148	176	163	174
	18歳以上	280	291	310	343	356
	計	402	439	486	506	530
合計	18歳未満	181	204	224	207	220
	18歳以上	511	529	555	604	620
	計	692	733	779	811	840

- 療育手帳・・・知的障害児(者)に交付される手帳。
- 重度・・・障害程度がマルA、Aの1、Aの2の手帳所持者。
知能指数(IQ)が35以下又は50以下で一定の身体障害を有する者。
- 中軽度・・・障害程度がBの1、Bの2の手帳所持者。
知能指数(IQ)が75程度以下の者。

○児童の場合、手帳の所持が特別支援学校の要件とされることがある。

市内の精神障害者保健福祉手帳所持者

※「平成27年度」は平成27年3月31日現在

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1級	18歳未満	—	—	2	2	1
	18～60歳未満	26	41	30	33	40
	60歳以上	37	21	35	42	47
	計	63	62	67	77	88
2級	18歳未満	3	3	0	2	5
	18～60歳未満	240	267	238	277	322
	60歳以上	49	21	74	82	92
	計	292	291	312	361	419
3級	18歳未満	0	2	3	2	0
	18～60歳未満	58	85	96	106	145
	60歳以上	3	3	11	12	15
	計	61	90	110	120	160
合計	18歳未満	3	5	5	6	6
	18～60歳未満	324	393	364	416	507
	60歳以上	89	45	120	136	154
	計	416	443	489	558	667

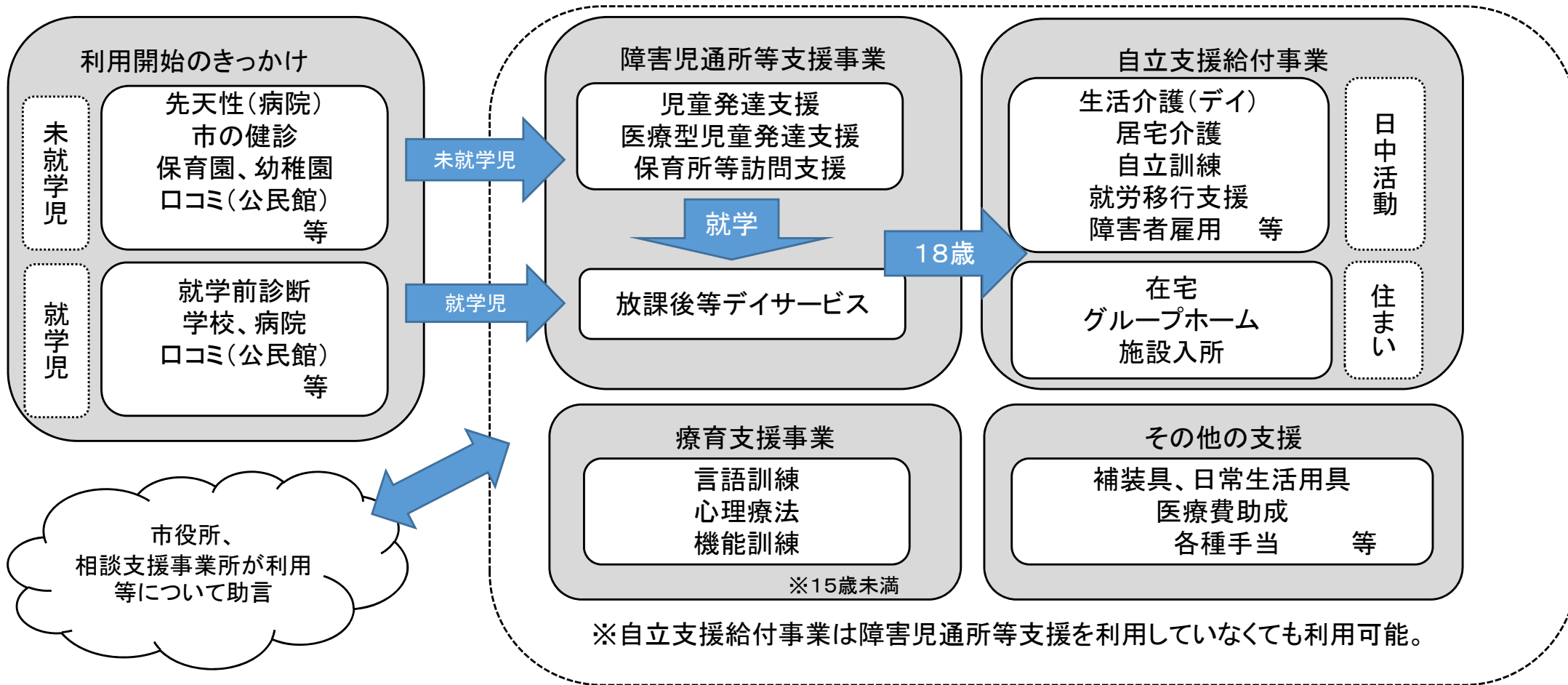
- 精神障害・・・うつ病や統合失調症、てんかんの他、児童だと自閉症スペクトラム、ADHD、アスペルガー症候群、学習障害等(いわゆる発達障害)が代表的。

○自閉症等でも知的障害を有さない場合がある。

○児童の取得者数が少ないのは、必要性、費用対効果、手帳所持の抵抗感等が原因だと考えられる。

障害児のライフステージごとの支援内容について

福祉部障害福祉課



各種支援の利用対象者像と利用者負担

支援内容	利用の要件	利用者負担
療育支援事業	無し(発達が気になる子ども)	無し
障害児通所等支援事業	各障害者手帳所持者、難病児、その他医師や保健師等が必要と認めた者等	①1割、②所得に応じて上限あり
自立支援給付事業	各障害者手帳所持者、難病者、その他精神障害者等	①1割、②所得に応じて上限あり

障害児(18歳未満)が利用可能な通所支援等

福祉部障害福祉課

(平成27年12月31日現在)

サービス名・サービス内容

利用児童数

事業所数

障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	児童福祉法	83	7
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。		3	0
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。		118	9
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		2	1
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。また、通院等の介助を行う。	障害者総合支援法	14	31
	同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。		0	12
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。		1	1
活動系 日中	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	支援法	0	0
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。		40	5
相談支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	児童福祉法	40	4
	障害児相談支援	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】		186	4
通所系 (市事業)	療育支援事業	本市に住所を有する障害児者に対し、定期的に言語・心理・運動訓練を実施する。	—	38	—

(※児童数、事業所数は木更津市内のみ。)

木更津市近隣の障害児通所事業所等

福祉部障害福祉課

(平成27年12月31日現在)

児童発達支援

(木更津市:7事業所)

事業所名	事業所住所
★ のぞみ牧場学園	千葉県木更津市真里谷2374-1
のぞみ発達相談室きさらづ	千葉県木更津市真里谷2374の1
のぞみ発達支援室きさらづ第二	千葉県木更津市真里谷259の1
特定非営利活動法人子ども館ゆめのたまご	千葉県木更津市太田3の10の12
ベルテール児童デイサービス木更津つばめ園	千葉県木更津市大久保2丁目19の14
デイサービス蓮	千葉県木更津市中央1の5の3
デイサービス黎	千葉県木更津市中央1の5の3
★ 児童発達支援センターきみつ愛児園	千葉県君津市外箕輪1041
ひるがお郡	千葉県君津市郡3の9の3
ピッチーの丘	千葉県君津市郡二丁目2の3、2の4
ひるがお南久保	千葉県君津市南久保2の9の3
わたぼうし	千葉県袖ヶ浦市戸国飛地382の1
地域生活支援センターたのしみ	千葉県袖ヶ浦市下新田1680
★ 児童発達支援センターヒツジ	千葉県袖ヶ浦市下新田1680
ヨーゼフ	千葉県富津市千種新田784
シェーネ・ルフトデイサービス大堀	千葉県富津市大堀1の8の4
知的障害者デイサービスセンター湊ひかり学園	千葉県富津市湊934-18

放課後等デイサービス

(木更津市:9事業所)

事業所名	事業所住所
アンダンテ木更津	千葉県木更津市東中央2-1-1日の出第二ビル4階
キッズサポートchocolatehouse	千葉県木更津市畑沢南2-30-15
児童デイサービス・アニマートきさらづ	千葉県木更津市高柳2丁目4番7号木更津フラット1階101号室
のぞみ発達支援室きさらづ	千葉県木更津市真里谷2374の1
のぞみ発達支援室きさらづ第二	千葉県木更津市真里谷259の1
ベルテール児童デイサービス木更津つばめ園	千葉県木更津市大久保2丁目19の14
デイサービス蓮	千葉県木更津市中央1の5の3
デイサービス黎	千葉県木更津市中央1の5の3
特定非営利活動法人子ども館ゆめのたまご	千葉県木更津市太田3の10の12
ひるがお郡	千葉県君津市郡3の9の3
ピッチーの丘	千葉県君津市郡二丁目2の3、2の4
ひるがお南久保	千葉県君津市南久保2の9の3
わたぼうし	千葉県袖ヶ浦市戸国飛地382の1
放課後等デイサービス虹の子	千葉県袖ヶ浦市蔵波3312の1
地域生活支援センターたのしみ	千葉県袖ヶ浦市下新田1680
ヨーゼフ	千葉県富津市千種新田784
シェーネ・ルフトデイサービス大堀	千葉県富津市大堀1の8の4
知的障害者デイサービスセンター湊ひかり学園	千葉県富津市湊934-18

※「★」は「児童発達支援センター」。

①児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

保育所等訪問支援

(木更津市:1事業所)

事業所名	事業所住所
のぞみ牧場学園	千葉県木更津市真里谷2374-1
児童発達支援センターきみつ愛児園	千葉県君津市外箕輪1041

障害児相談支援

(木更津市:4事業所)

事業所名	事業所住所	事業所名	事業所住所
☆ ほっと	木更津市井尻942	わたぼうし	袖ヶ浦市戸国飛地382-1
☆ はちどり	木更津市下郡2275-1 上総喜望の郷内	地域生活支援センターたのしみ	袖ヶ浦市下新田1680
☆ ひつじぐも	木更津市真里谷2374-1 のぞみ牧場学園内	ケアセンターさつき	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-2
ベルテールつばめ	木更津市大久保2-19-14	地域相談支援センターもえ	袖ヶ浦市福王台3-12-6
サロン・ド・タビダチ	君津市東坂田4-8-21	ながうら地域支援センター	袖ヶ浦市蔵波3312-1
ひるがお南久保	君津市南久保2-9-8	代宿地域支援センター	袖ヶ浦市代宿字穴田102-2
アイバード	君津市久保3-9-13-102	シェーネ・ルフトアウストウツシュ	富津市大堀1-8-4
ななか	君津市下湯江240	相談支援センター天羽	富津市豊岡3535-1
きみつ愛児園	君津市外箕輪1041	望みの門ペテル	富津市富津617-3
		相談支援事業所クラッセン	富津市篠部1457

※「☆」は木更津市が「相談支援事業」を委託している相談支援事業所。

○相談支援

障害のある人またはその保護者、介護者などからの相談に応じた必要な情報提供等の支援や虐待の防止、権利擁護のための必要な援助を行なう。また、協議会の設置及び地域の相談支援体制やネットワークの構築を行なう。

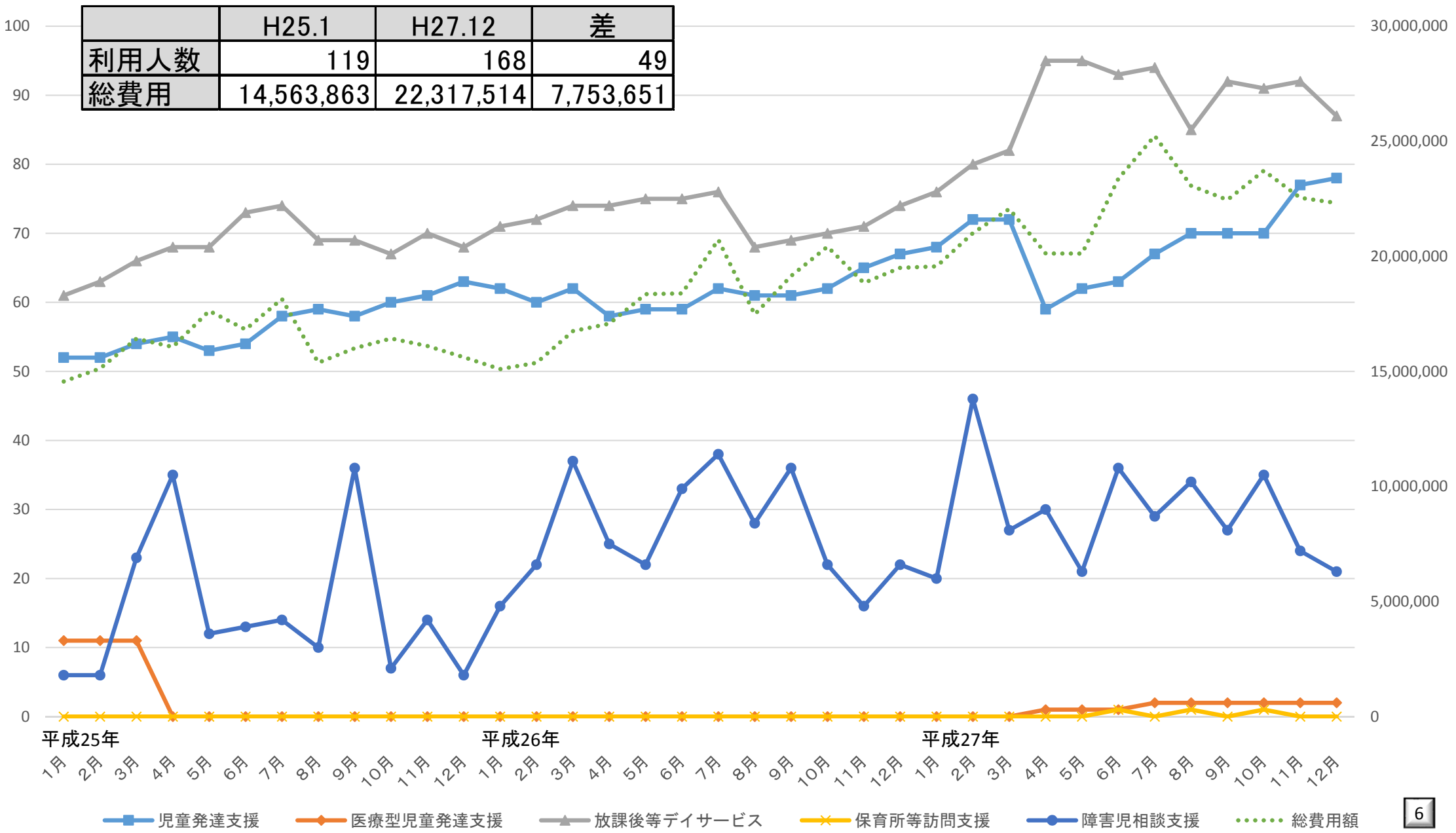
障害児通所等支援事業の利用者数と総費用の推移

福祉部障害福祉課

(人)

(円)

	H25.1	H27.12	差
利用人数	119	168	49
総費用	14,563,863	22,317,514	7,753,651



障害者(18歳以上)が利用可能な障害福祉サービスの例

福祉部障害福祉課

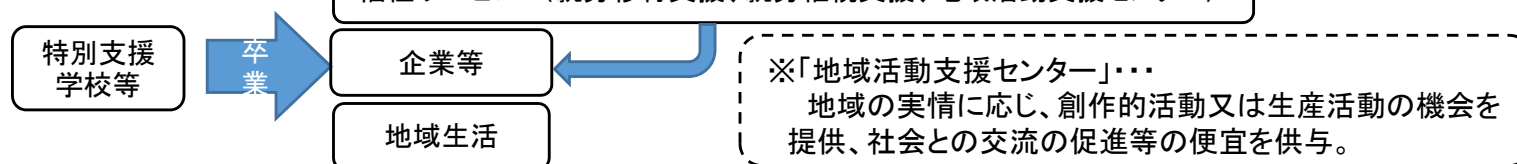
(平成27年12月現在)

サービス名・サービス内容

実利用者数

訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。また、家事や通院等の介助を行う。	164
	同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。	33
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	1
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障害者等に対し、自宅での介助及び外出時の移動支援を行う。	2
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	0
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	34
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。	7
	生活介護	介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、生産活動等の機会を提供する。	252
訓練系	自立訓練	身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を行う。	8
	就労移行支援	一般企業等への就労希望者に就労に必要な知識、能力の向上の訓練を行う。	24
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 (A型=雇用契約を結ぶ、B型=非雇用)	109
居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	97
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。 また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には、サービスも提供する。	94
支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成。支給決定後、事業者等と連絡調整等を行う。 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)。事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨。	33

<利用例>



(※利用人数は全年齢であり、実際に平成27年12月に利用をした者。)

その他の支援の例

福祉部障害福祉課

サービス名・サービス内容

実施主体

地域生活支援

補装具

医療費

手当

日中一時支援	日中の活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や一時的な休息を目的とする。	市(国、県)	
移動支援	屋外での移動に困難がある者について、外出のための支援を行う。	市(国、県)	
訪問入浴	身体障害により居宅において入浴することが困難な者に対し、居宅に入浴設備を用い、入浴介助を行う。	市(国、県)	
日常生活用具給付事業	日常生活用具(ストマ用装具、紙おむつ、頭部保護帽、吸入器、点字器等)の給付・貸与を行う	市(国、県)	
意思疎通支援事業	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者の派遣サービスを行う。	市(国、県)	
成年後見制度利用支援	後見や保佐、補助が開始されたものに対し、後見人等に支払うべき報酬の全て又は一部を助成する。	市(国、県)	
自動車運転免許取得費支給、 自動車改造費支給	運転免許費の取得に伴う費用の助成や、身体障害ゆえに改造する必要がある自動車の改造費を助成する。	市(国、県)	
補装具	補装具(義肢、義眼、補聴器、車いす、意思伝達装置等)の交付、修理を行う。	国、県、市	
自立支援医療	身体障害や精神障害を有する者に対し、心身の障害を除去・軽減するために医療費の自己負担額を軽減。	国、県、市	
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者に対し、医療費(保険診療分)の助成を行い、自己負担を軽減(所得により0円、300円/回)。	県、市	
精神障害者医療費助成	精神障害疾患の治療のために精神科等の通院・入院費(保険診療分)を全て助成し、自己負担を軽減。	市	
特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害児を家庭で養育している者に支給。(1級:月額51,100円、2級:月額34,030円)	国	210
障害児福祉手当	障害の重複等により、日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障害者に支給する。(月額14,480円)	国、市	67
心身障害児福祉手当	20歳未満の心身障害時を介護している者に支給。(月額4,000円)	市	117
重度心身障害者福祉手当	20歳以上の在宅者で、重度の知的障害者及び身体障害者を有する者と同居している介護者に支給する。(月額8,650円)	県、市	78
特別障害者手当	障害の重複等により、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給する。(月額26,620円)	国、市	119

実施主体

受給者数

(※受給者数は平成27年4月1日現在。)

第3次新きさらづ障害者プラン

福祉部障害福祉課

木更津市基本構想
(目標年度: H42年度)

<基本方向>

- ①安心・安全でいきいきとした暮らしづくり
- ②子どもを育む環境づくり
- ③まちを支える人づくり
- ④まちのにぎわい・活力づくり
- ⑤まちの快適・うるおい空間づくり

第2次新きさらづ障害者プラン(H24.3~H27.3)

第3次新きさらづ障害者プラン(H27.4~H29.3)

障害者計画

「障害者基本法」に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期計画。

障害福祉計画

「障害者総合支援法」に基づく、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する実施計画。国の基本指針に即して作成する。

H29年度
見直し

<5つの基本方針>

I. みんなが理解し
合えるまちづくり

II. 自立した生活をお
くれるまちづくり

III. 充実した生きがい
のあるまちづくり

IV. 安全で安心して
暮らせるまちづくり

V. 相談・情報提供体
制と総合的支援のあ
るまちづくり

<関連施策の体系>

- ① 理解を深める活動の推進
- ② 福祉教育の充実
- ③ 交流・ふれあいの拡充
- ④ ボランティア活動やNPO活動の推進
- ⑤ 地域福祉の基盤づくりの推進

- ① 障害の早期発見・早期療育の推進
- ② 保健・医療・リハビリテーションの推進
- ③ 在宅福祉サービスの充実
- ④ 日中活動の場づくり
- ⑤ 居住支援の充実
- ⑥ 人権・権利擁護の推進
- ⑦ 経済的支援の充実

- ① 誰でも受けやすい教育環境の充実
- ② 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ③ 就労支援と就労の場の拡充

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ② 移動・交通手段の整備改善
- ③ 防災・防犯対策の充実

- ① 相談体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

<計画の進行管理>

○関係施設や当事者等を構成員とする障害者プラン推進委員会において、毎年度、本計画に掲げた項目の全てを点検し、必要に応じて見直す。

<進捗状況の公表>

○本計画の進捗状況については、市HPや広報紙等により、毎年度市民に対し公表する。

1. 理解を深める活動の推進	施策・事業			
	①広報活動(情報提供)の充実 ④関係団体による推進活動の充実	②資料(情報)の収集・作成 ⑤地域自立支援協議会の広報活動の充実	③「障害者週間」「人権週間」活動の充実 ⑥パーキングパーミットの推進	
2. 福祉教育の充実	施策・事業名			
	①学校等における福祉教育の推進	②社会教育等における人権や障害者問題の学習機会の充実		
3. 交流・ふれあいの拡充	施策・事業名			
	①地域活動における日常的な交流の充実	②障害のある人の社会参加促進	③交流活動への支援の充実	
4. ボランティア活動やNPO活動の推進	施策・事業			
	①ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	②市民各層のボランティア活動への参加促進	③障害のある人のボランティア活動(ピア・サポート活動)の参加促進	④ボランティア・NPO活動の活性化
5. 地域福祉の基盤づくりの推進	施策・事業			
	①地域の見守り・助け合い・支え合い活動等小地域での福祉活動の促進	②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	③地域のさまざまな社会資源の有効活用	④地域課題の解決

第2章 自立した生活をおくれるまちづくり

1. 障害の早期発見・早期療育の推進

【施策の方針】

障害のある子どもに対しては、できる限り早い段階で適切な支援を行うことにより、障害の軽減が期待出来ます。そのためには、保護者が障害を正しく理解し受け止める事が支援体制の向上につながります。適切な支援につなげるため、乳幼児相談など保健事業が十分周知されるよう引き続き周知活動を進めるとともに、発達障害などに関するパンフレットの配布により、保護者や関係機関に正しい知識の普及啓発を図っていきます。また、健康診査や保健指導の充実のほか、保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、早い段階で障害を発見し、適切な療育につながる一体的な体制づくりを推進します。

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
①安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦と胎児・新生児の健康保持・増進のため、妊婦届出時の妊婦保険指導を行い、ハイリスク妊婦については、保健師・栄養士が個別支援を実施します。 ○妊産婦と胎児・新生児・乳幼児の健康診査の受診を推奨し、障害の早期発見に努めます。 ○臨床心理士、保育士等による心理発達相談を実施し、必要に応じて専門機関への紹介を実施します。 	健康推進課
②早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害がある(疑われる)児が早期専門機関の受診や療育を受けられるように支援します。 ○障害の早期発見のための保健、福祉、学校等の連携強化し、早期療育につなげます。 ○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。 ○臨床心理士・言語聴覚士等の配置に努めます。 	障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 まなび支援センター、学校教育課 障害福祉課
④一貫した支援体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○療育手帳交付時に「ライフサポートファイル(クローバー)」を配布し、一貫した生活の質の向上を目指します。 ○療育等支援事業を継続して実施することにより、乳幼児から就学児童・生徒まで幅の広い年齢を対象として個別指導を行ないます。 	
④放課後等デイサービス等利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○心身に障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な指導を行う児童発達支援及び放課後等デイサービス事業を支援します。 ○市が管理する空き室の活用について検討いたします。 	障害福祉課

2. 保健・医療・リハビリテーションの推進	施策・事業		
	①生活習慣病予防・介護予防対策の推進	②医療費の給付	③安心して利用できる地域医療サービスの充実
	④在宅療養生活の支援	⑤リハビリテーション体制の充実	⑥精神保健福祉事業の推進
3. 在宅福祉サービスの充実	施策・事業		
	①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	②障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進
	④在宅の難病患者等に対する支援	⑤発達障害者への総合的な支援策の検討	
4. 日中活動の場づくり	施策・事業		
	①障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	②新たな日中活動の場づくりの検討	
5. 居住支援の充実	施策・事業		
	①障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	②一般住宅の確保の支援	③住宅改造の支援
		④居住支援体制の充実	
6. 人権・権利擁護の推進	施策・事業		
	①虐待防止など人権に関する啓発の推進	③日常生活自立支援事業の推進	②虐待等への的確な対応のための体制整備
	④権利擁護体制の確立	⑤差別解消に向けた取組み	
7. 経済的支援の充実	施策・事業		
	①各種福祉手当の支給	②各種減免制度の周知と利用促進	

第3章 充実した生きがいのあるまちづくり / 1. 誰でも受けやすい教育環境の充実

【施策の方針】

LD(学習障害)やADHD(注意欠陥、多動性障害)、高機能自閉症など、障害のある子どもに対しての特別支援教育の推進や障害に対応した支援が求められています。このため、障害のあるなしに関わらず、その子らしく生き生きとした学校生活・教育を受けられるようニーズに対応した支援体制・相談体制・教育環境の整備・充実を図ります。また、放課後や長期休暇時における居場所づくりを推進します。

施策・事業名	施策の概要	実施部署及び連携機関
①就学・教育相談体制の充実	○保健・福祉や保育所、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。	子育て支援課、学校教育課、障害福祉課
②障害のある子どもに対する適切な教育機会の提供	○障害児学級の設置促進や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。	学校教育課
③特別支援教育の推進	○通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、SST(スクールサポートティーチャー)等を全校に配置し多様なニーズに適切な支援を図ります。 ○身体に障害のある子どもに対し移動・介助等、一人ひとりの教育的ニーズにあわせ必要な支援者を配置するなど合理的配慮や支援を行い、安定した学校生活の支援を図ります。	学校教育課
④「障害」に関する教職員研修の充実	○発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
⑤ 障害のある子どもの放課後対策等の充実	○障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを促進するため、地域にあるニーズに合わせ、利用しやすく質の高い施設の整備を支援します。 ○重度心身障害児の受け入れ体制を支援します。	学校教育課 障害福祉課 子育て支援課

2. 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実	施策・事業		
	①生涯学習機会の充実及び参加に係る支援	②障害のあるなしを問わず誰もがともに参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進	③障害のある人への生涯学習関連情報の提供

3. 就労支援と就労の場の拡充

【施策の方針】

障害があっても働く意欲のある人が、その適性や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指します。就労者も地域の就労支援施設利用者も、地域のなかで賃金を得てその人らしく自立した生活をするには、社会参加と自己実現のために非常に意義があります。工賃向上のため障害者優先調達法の推進等を通じ、授産品等の販路拡大に努めます。また、福祉、雇用、教育等の各機関との連携を図りながら、障害のある人が働きやすい地域づくりのために総合的な取り組みを推進します。

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
①障害のある人の雇用の推進	○障害のある人を雇用している事業所へのフォローや雇用しようとしている事業所の相談や支援の充実を図ります。	障害福祉課
②精神障害者社会適応訓練事業の推進	○回復途上の精神障害のある人を対象とした、企業等への委託による訓練の場を提供します。 ○社会復帰相談支援事業を実施します。	障害福祉課 君津健康福祉センター
③総合的な就労相談体制の確立	○地域自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援体制の確立に努めます。 ○障害のため地域から孤立し能力がありながら情報や支援を受けられないため地域で働くことのできない方へのアウトリーチを含めた働きかけと相談を行います。	障害福祉課
④就労支援施設への支援	○特別支援学校卒業生や在宅障害者の要望を見極めた就労支援施設の支援を推進します。	障害福祉課
⑤就労支援施設の工賃向上	○事業所の工賃向上のため運営や作業内容に関するアドバイス等の支援を行います。 ○就労支援施設の平均工賃を最低賃金の1/2を目標とします。 ○障害者優先調達法の施行に伴い、市内部の優先調達に努めます。 ○市の施設を利用した障害福祉施設による販売を推進します。	障害福祉課 障害福祉課
⑥市役所をはじめとする公的機関における雇用拡大	○行政関連業務においても障害のある人が働ける職場や職務内容について検討して行きます。 ○障害者雇用をしている企業やサービス事業所への優先的な仕事の発注促進を図ります。	障害福祉課
⑦地域自立支援協議会内に就労・生活支援部会による支援	○地域内での障害のある人の雇用を創出するためのシステム作りを検討します。 ○職場体験(ふれジョブ)を推進します。	障害福祉課 地域自立支援協議会

第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり

1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	施策・事業名			
	①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	②安全・安心の道路交通環境や公園の整備	③障害のある人の意向をふまえた事業実施と「バリアフリー基本構想」の策定・推進	④民間建築物の整備改善に関する情報提供
2. 移動・交通手段の整備改善	施策・事業名			
	①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実	③公共交通機関のバリアフリー化の促進	

3. 防災・防犯対策の充実	施策・事業名				
	①地域防災体制の確立	②情報伝達体制の整備	③障害特性に合わせた福祉避難所の整備	④防災学習の充実	⑤地域防犯体制の確立

第5章 相談・情報提供体制と総合的支援のあるまちづくり

1. 相談体制の充実	施策・事業				
	①窓口サービスの充実	②総合的な相談体制の整備	③障害者相談員活動の充実	④民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化	⑤ピア・サポート体制の構築

2. 情報提供体制の充実	施策・事業				
	①「声の広報」「文書の点字化」の推進	②本市及び市議会ホームページ・広報誌の充実	③木更津市地域自立支援協議会ホームページ・広報の充実		

3. 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充	施策・事業				
	①障害のある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進	②総合的なマネジメント機能の確立			

＜その他、障害者プランに記載されている内容(抜粋)＞

	プランの内容	実施例
①子育て支援に係る施策との連携	平成26年度に子育て支援課において、子ども・子育て支援計画を策定することになっております。その中では、「障害児を持つ家庭への支援」が推進項目に掲げられていることから、本障害者プランにおいても当該事項について推進していくと共に、今後も個別事案において連携して対応します。	①保育所と療育施設の併用。 ②保育所から療育施設への移行。 ③保育所等訪問支援 ④虐待されている児童に関する情報共有・対応の連携
②教育機関との連携	小中学校の特別支援学級に在籍する障害のある子どもの支援につきまして本市学校教育課と定期的に連携会議を実施し、情報共有・個別的事案のケース対応をします。 また、特別支援学校在学学生についての相談が担当教諭、相談支援機関からあった場合、随時ケース会議を開き、問題解決にあたります。 さらに、特別支援学校高等部の進路については、支援学校の先生と共に個別面接し、卒業後、適切な方向に進めるよう支援します。	①特別支援連携協議会において、情報・問題意識の共有 ②特別支援学校に訪問し、学校・本人・保護者・市・関係機関と進路に向けた面談(高校2年生の夏から定期的実施)。 ③卒業後の福祉サービスについて学校・事業所・市内関係部局等と調整。
③医療的ケアが必要な子どもの支援	医療的ケアが必要な障害のある子どもを一時的に預かる施設が本市においては、少ない状況にあります。平成26年度に千葉県より委託を受けた医療機関が実施した医療的ケア研修(小児等在宅医療連携拠点事業)を受講した介護ヘルパー事業所等にて特別な支援が必要な障害児をケアできる体制を推進していきます。	①喀痰吸引実施可能事業所が5事業所(20名)増加。 ②保護者・医療機関・その他関係機関と退院後の生活に関する面談の実施。 ③障害児通所事業所における看護師配置に係る人件費の支援。

